

川崎市新本庁舎整備事業に係る
環境影響評価事後調査（風害）業務委託

仕様書

令和 7 年 6 月

川崎市総務企画局総務部庁舎管理課

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	適用範囲	1
第 2 節	一般事項	1
1	疑義	1
2	軽微な変更	1
3	管理体制	1
4	法令等の遵守	1
5	再委託等	1
6	着手	1
7	業務実施（工程管理等）	1
8	検査	2
9	成果品	2
10	資料の公開	2
11	復旧	2
12	その他	2

第 2 章 業 務 仕 様

第 1 節	業務の背景及び目的	3
第 2 節	一般事項	3
1	委託件名	3
2	計画場所	3
3	敷地面積	3
4	事業の種類	3
5	履行期間	3
第 3 節	業務内容	3
1	事後調査報告書作成業務	4
2	工期の延期に係る変更届等作成業務	4
3	遵守事項	4
4	その他	4
第 4 節	成果品	4

第 1 章 総 則

第 1 節 適用範囲

本仕様書は、川崎市（以下「本市」という。）が実施する「川崎市新本庁舎整備事業に係る環境影響評価事後調査（風害）業務委託」に適用する。

なお、本仕様書に明記されていない事項でも本委託業務遂行上当然必要と思われる事項等については、受託者の責任において完備するものとする。

第 2 節 一般事項

1 疑 義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市に照会し協議を行い、その内容を充分理解した上で業務を遂行するものとする。

2 軽微な変更

業務の遂行にあたり、軽微な変更（業務精度に影響しない範囲）が生じたときは、本市の指示により受託者の負担において行うものとする。

3 管理体制

本委託業務の受託者は、契約後、業務完了に至るまで全て一貫したスタッフにより業務を進捗させるものとする。

4 法令等の遵守

本委託業務の実施にあたり、関係する法規及び諸規定等を遵守し、入念かつ誠実な進捗を図るものとする。

5 再委託等

受託者は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。受託者は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、書面による本市の承諾を得なければならない。

6 着 手

受託者は、契約締結後直ちに次の書類を提出するものとする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務代理人・技術者届
- (3) 技術者経歴書
- (4) 組織表
- (5) 工程表

7 業務実施（工程管理等）

- (1) 受託者は、詳細工程表を提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (2) 主要な変更が生じた場合には、本市の指示に従い、その都度変更した理由と変更後の詳細工程表を提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 業務の進捗については、本市の指示に従い、日報及び打合せ議事録をもって報告するものと

する。

8 検 査

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに委託業務完了届と成果品を本市へ提出し検査を受けるものとする。
- (2) 検査の結果不合格となった場合、受託者は、本市が指定した期間内に修正し、再検査を受けるものとする。

9 成果品

本委託業務の成果品は、第 2 章第 4 節によるものとする。

10 資料の公開

受託者は、委託業務の遂行上知り得た内容を、第三者に漏えいしてはならない。また、受託業務の報告書等を第三者に閲覧、複写、譲渡等、発注情報として提供してはならない。委託期間終了後もまた同様とする。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 復旧

業務の遂行において、第三者、建物及びその設備等に損傷を与えた場合には、受託者の責任において速やかに復旧するものとする。

12 その他

本件に関連し、第三者への説明等の機会が生じた場合には、受注者は、必要に応じ、発注者と同席し補足説明等を行うこと。

第 2 章 業務仕様

第 1 節 業務の目的

新本庁舎を整備するにあたり、「川崎市環境影響評価に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、平成 30 年 7 月に「川崎市新本庁舎整備事業に係る条例環境影響評価書」（以下「評価書」という。）の手続きを実施した。評価書には事後調査を実施する項目として、解体工事中における産業廃棄物（石綿）、新庁舎供用時における緑の質、風害を位置づけており、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講じることにより、環境への影響の提言を図り、適正な事業実施に資することを目的としている。

本業務は、環境影響評価事後調査の一つとして、風害に係る事後調査を行い、検証を行うものである。

第 2 節 一般事項

- 1 委 託 件 名 川崎市新本庁舎整備事業に係る環境影響評価事後調査（風害）業務委託
- 2 履 行 場 所 川崎市川崎区宮本町 1 番地 ※調査地点は別紙参照
- 3 事業の種類 条例施行規則別表第 1 に定める 3 高層建築物の新設（第 1 種行為）及び大規模建築物の新設（第 2 種行為）
- 4 履 行 期 間 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（測定は、1 年間通年行うこと。）

第 3 節 業務内容

本業務は、次の内容を実施するものとする。なお、記載のない事項については「川崎市環境影響評価等技術指針」（以下「技術指針」という。）を参照すること。

1 事後調査報告書等作成業務

評価書第 13 章 事後調査計画に基づき、調査し得られた結果を取りまとめ、条例に基づく事後調査報告書を作成する。なお、事後調査報告書の作成にあたっては、技術指針第 2 章「第 7 事後調査報告書の作成手順とその構成」に基づき作成すると共に、事前に案を市と調整及び修正の上、完成させること。

調査において、異常値が確認された場合は、都度市に報告を行うものとし、生活環境を保全するための適切な措置を行うための対策案を提示すること。

2 遵守事項

- (1) 業務を実施する際は、本市に連絡するとともに、その指示に従うものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり本庁舎敷地等に立ち入り調査等を実施する際は、本市監督員の指示に従うこと。
- (3) 業務に必要な資料やデータ等については、協議により貸与する。また、貸与した資料については、業務終了後に返却すること。
- (4) 現況調査の測定場所及び電源は、本市監督員の指示する測定場所及び電源を使用すること。

(5) 本業務を遂行するにあたり、各業務担当者の専任性を確保すること。

3 その他

その他の必要事項については、本市監督員と協議の上、実施すること。

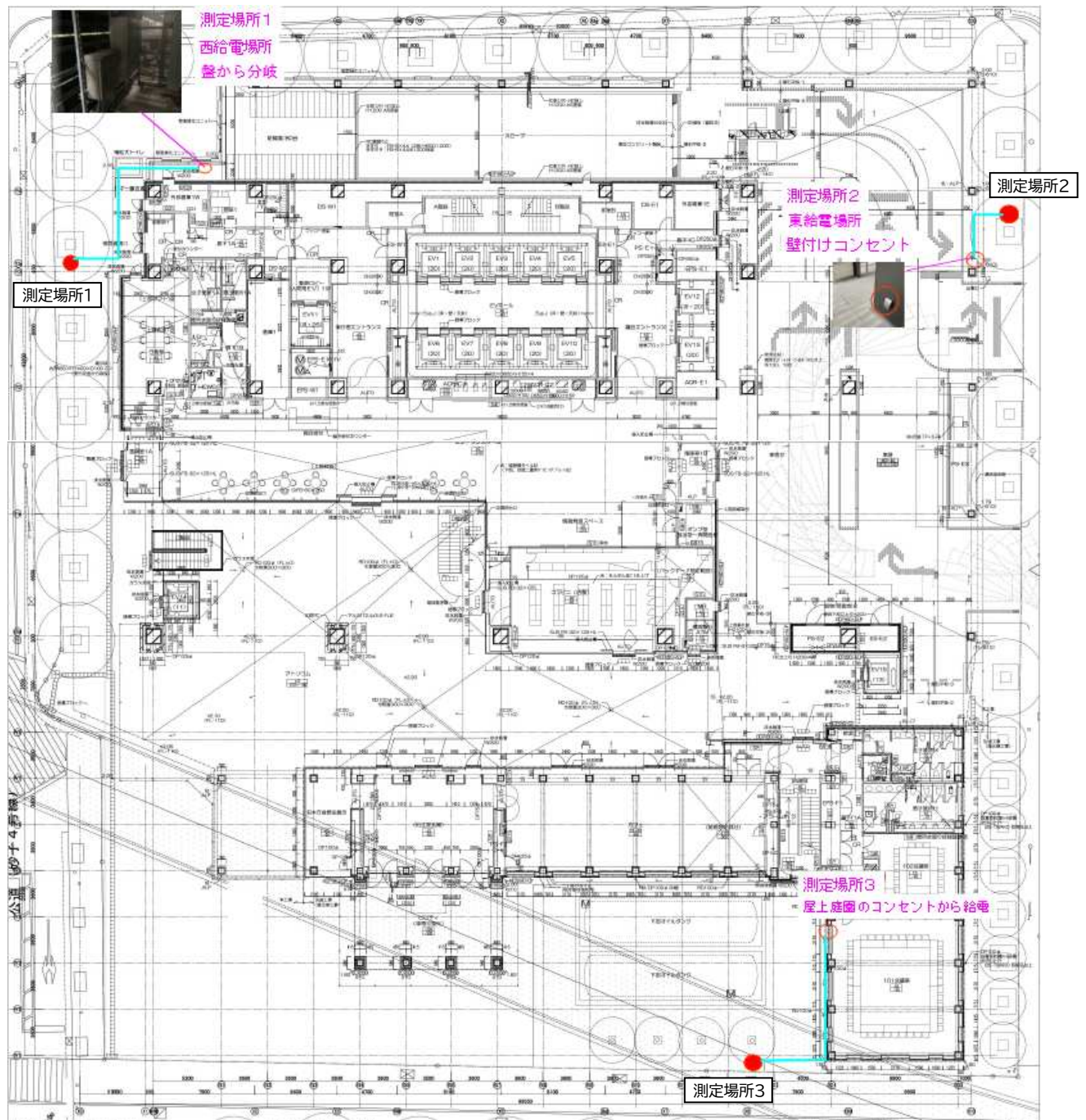
第4節 成果品

成果品として次の図書を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたり、あらかじめ本市の承諾を得るものとし、納入時期については本市の指示に従うこと。

- 1 事後調査報告書（A4判くろみ製本）：16部
- 2 打ち合わせ議事録：一式
- 3 上記の電子データ：5部

※3については、「川崎市電子納品要領（令和2年4月版）」を遵守すること。

設置場所・給電方法（正確な設置場所や方法については、事前に監督員と協議を行うこと。）



測定場所1：ツリーサークルに支持を取り、単管パイプ等で測定器を設置する。

※ツリーサークルに養生を行うこと。

測定場所2：測定1と同じ、もしくは建物に加工を加えない範囲で設置する。

測定場所3：植栽帯内に自立式測定器を設置する。

※測定完了後、自立式測定器を撤去し、土（園芸用土で可）で埋め戻しを行うこと。

※屋上庭園のコンセントの使用にあつては、あらかじめ屋外仕様の分岐を設け、漏電がないようにすること。